SDGs債
エンゲージメント

新潟県
NIIGATA PREFECTURE

×

独立行政法人
日本学生支援機構
JASSO Japan Student Services Organization

若者が新潟で働き、学びを社会の発展につなげるために
－JASSOソーシャルボンドを通じた新潟県と日本学生支援機構のエンゲージメント－



いっしょに、明日のこと。
Share the Future

SMBC日興証券

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

はじめに

人口減少や若者の県外流出が地域経済の持続性に影響を及ぼす中、新潟県では、若年層の県内就職と定着を後押しするため、奨学金返還支援制度を導入する県内中小企業等を支援する新たな事業を令和9年度から開始する予定です。一方、日本学生支援機構（JASSO）は、奨学金事業を支える資金調達の一環としてソーシャルボンドを継続的に発行し、「教育の機会均等」の理念の下、奨学金事業を通じて社会課題の解決に取り組んできました。

今回、新潟県によるJASSOソーシャルボンドへの投資表明を契機として、奨学金事業と地域の若者支援という共通の社会課題について意見交換を行いました。新潟県からは、産業労働部しごと定住促進課の澁谷様と中村様、JASSOからは、財務部資金管理課の坂本様、今村様、奨学事業戦略部奨学事業総務課の青木様が参加し、制度に込めた思いや、学生・県内企業への発信の方向性などについて意見を交わしました。新制度は、県が企業による奨学金返還支援制度の導入を後押しし、将来的には県の支援終了後も企業が自主的に制度を継続することを目指すものです。

対談概要

日時：　令和8年9月18日（金）14:00～15:00
投資家：　新潟県
　産業労働部しごと定住促進課　課長　澁谷 幸央 様
　産業労働部しごと定住促進課　主事　中村 公宣 様
発行体：　独立行政法人日本学生支援機構
　財務部資金管理課　課長　坂本 幸介 様
　財務部資金管理課　主任　今村 光陽 様
　奨学事業戦略部奨学事業総務課　係員　青木 りんご 様
モデレーター：　SMBC日興証券株式会社
　公共法人部長　和田 祥美
※新潟県庁行政庁舎西回廊1階多機能型ワーキングスペース「Furatto」にて実施

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

はじめに：投資と政策がつながるエンゲージメント

SMBC日興　本日は、新潟県産業労働部しごと定住促進課と日本学生支援機構の皆さまにお集まりいただき、JASSOソーシャルボンドへの投資表明をきっかけとしたエンゲージメント対談を行います。今回は、若者支援・地域の人材確保という政策テーマと、JASSOソーシャルボンドを通じた教育の機会均等がどのようにつながるのかを掘り下げたいと思います。それでは初めに、皆さまから自己紹介をお願いいたします。

新潟県　澁谷様　新潟県産業労働部しごと定住促進課の課長をしております澁谷と申します。また、同課で主に奨学金返還支援制度の担当をしております中村です。当課では、移住・定住施策と働き方改革の双方を担当しています。移住・定住を促進するためには、魅力ある職場づくりが不可欠であるとの認識から、奨学金返還支援事業にも取り組んでいます。本日はこのような機会をいただきありがとうございます。

JASSO　坂本様　独立行政法人日本学生支援機構 財務部資金管理課の課長をしております坂本と申します。また、同課で主にJASSOソーシャルボンドの発行業務を担当する今村、そしてJASSOが実施しております企業等の奨学金返還支援制度、いわゆる「代理返還制度」に関する業務を担当する奨学事業戦略部奨学事業総務課の青木です。本日はこのようなエンゲージメントを企画いただき誠にありがとうございます。

SMBC日興　ありがとうございます。新潟県では、令和7年度から基金の一括運用を開始し、債券による効率的な運用を進めていると伺っています。日本学生支援機構の第82回ソーシャルボンドへの投資と投資表明について、財政課からもお話をお聞きになっているかと思いますが、投資に至った経緯や背景についてお聞かせください。

新潟県　澁谷様　投資表明の経緯は、財政課から、JASSOによるIRを経て、令和8年2月の第82回債への投資に際し、あわせて投資表明を実施したと聞いております。私ども産業労働部としても、教育の機会均等を支えるJASSOソーシャルボンドの社会的意義と、若年層の県内就職・定着を進める本県の施策には親和性があると受け止めています。今回の対談を通じて、投資表明を出発点に、奨学金返還支援制度を学生や県内企業の皆さまにより広く知っていただく機会にしたいと考えています。

JASSO　坂本様　JASSOにとってソーシャルボンドは、在学期間中の学生への奨学金の財源であり奨学金事業を安定的に実施するための重要な資金調達手段です。同時に、投資家の皆さまにJASSOの事業や社会的意義をご理解いただく機会にもなっています。今回、新潟県の皆さまと、地域の若者支援という共通テーマで対話できることを大変意義深く感じています。また、今回の対談が、新潟県の取り組みやJASSOの代理返還制度を広く知っていただくきっかけとなり、全国での利用促進につながることを期待しています。

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

新潟県が直面する課題：若者の県内就職・定着の重要性

SMBC日興　新潟県の人口減少や若者の県外流出が長年の課題とされています。産業振興の観点から、若手人材の確保・定着をどのように位置付けていますか。

新潟県　澁谷様


新潟県　澁谷様

地方において人口減少が喫緊の課題であるということは共通の認識かと思います。新潟県の人口は令和7年10月1日時点で約207万人ですが、令和6年10月1日と比較すると約2万7,000人減少しており、これは、県内の中規模都市一つ分に相当する規模です。そのうち、約2万3,000人が自然減、約4,000人が社会減となっています。社会減のうち最も多いのが20～24歳で、3,000人弱が転出超過となっており、若い世代が就職を契機に新潟県を離れている状況です。県では、移住支援金をはじめ、様々な移住・定住施策を実施しています。また、先ほど申し上げたとおり、若者の県内定着には魅力ある職場づくりが重要です。暮らしと仕事の両面から柔軟な働き方を支援する中で、今回、重点施策として打ち出したのが奨学金返還支援制度です。

新潟県にとって、若者の県内就職・定着は、地域経済を支える基盤そのものです。県内企業、特に中小企業では、人材確保が経営上の大きな課題となっています。若手人材が県内で働き続けることは、企業の事業継続や技術・ノウハウの承継、ひいては地域産業の持続的な発展につながります。

一方で、学生や若手社会人は、就職先を選ぶ際に、給与水準だけでなく、働きやすさ、将来のキャリア形成、福利厚生、地域での暮らしやすさなどを総合的に見ています。奨学金返還支援制度は、若者の経済的負担を軽減するだけでなく、「若者を大切にする企業」であることを示すメッセージにもなります。

新潟県の新制度のポイント

「若者県内就職促進奨学金返還支援事業」（令和9年度から開始）

- 県内中小企業等が従業員の奨学金返還を支援した額の一部を県が補助
- 補助率は企業等が行った奨学金返還支援額の2分の1以内、対象従業員1人あたり年間上限10万円、最大6年間支援
- 1事業者につき毎年の新規申請は2人、通算4人まで申請可能
- 10万円×4人×6年間＝最大240万円の補助
- 企業等から従業員に対する支援方法は、本人給付またはJASSO等への代理返還が可能

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

若者県内就職促進奨学金返還支援事業

若手人材の確保・定着を図るため

奨学金返還支援制度を導入しませんか？



中小企業等が従業員の奨学金返還を
支援した額の一部を県が補助します！



令和9年度から交付申請の受付を開始します

事業の概要

企業等が、**令和8年4月1日以降に奨学金返還支援制度を新たに導入**し、若年層の従業員の奨学金返還を支援した場合に、県がその返還支援を行った額の一部を補助します。



補助のポイント

※1事業者につき、毎年の新規申請は2人、かつ通算4人まで申請可

補助率	上限額	支援期間
企業等が行った奨学金返還支援額の1/2以内を補助	従業員1人あたり年間上限10万円	最大6年間

例　企業等が奨学金返還支援制度を導入し、従業員へ毎年20万円の返還支援を行った場合、県の補助対象人数・補助金額の考え方

1年目	2年目	3年目	…	6年目	7年目
新規申請2人まで	新規申請2人まで	通算4人達成		Aさん・Bさんの補助期間終了	Cさん・Dさんの補助期間終了
Aさん 10万円	Aさん 10万円	Aさん 10万円		Aさん 10万円	
Bさん 10万円	Bさん 10万円	Bさん 10万円		Bさん 10万円	
	Cさん 10万円	Cさん 10万円		Cさん 10万円	Cさん 10万円
	Dさん 10万円	Dさん 10万円		Dさん 10万円	Dさん 10万円

10万円 × 4人 × 6年間 = 最大240万円の補助

事業の詳細についてはホームページ・交付要綱をご確認ください。
新潟県HPのトップページから　県内就職奨学金返還支援　検索
https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/gakushien.html

新潟県

お問い合わせ先
新潟県産業労働部　しごと定住促進課　U・Iターン就業促進班
〒950-8570　新潟県新潟市中央区新光町4番地1　新潟県庁行政庁舎11階
TEL：025-280-5635　メール：ngt050050@pref.niigata.lg.jp

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

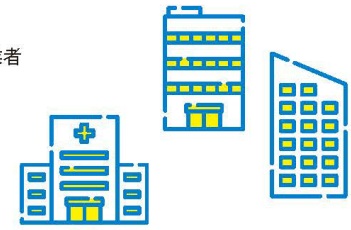
若者を支援する企業が増加しています！

企業イメージや従業員のモチベーション向上、若手人材の確保・定着を図る取組の一つとして、奨学金返還支援制度の導入及び本補助金のご活用をご検討ください。

申請の流れ（予定）

企業			新潟県	企業		新潟県
奨学金返還支援制度を新たに導入	▶ 従業員を採用	▶ 交付申請	▶ 交付決定	▶ 従業員へ奨学金返還支援実施	▶ 実績報告	▶ 補助金交付

補助事業者（企業等）の要件



次のいずれかに該当し、県内に本社・本店又は主たる事務所を有する事業者
- 中小企業基本法第2条第1項に定める中小企業
- 特定非営利活動法人（NPO法人）
- 公益法人等（一般・公益社団法人、財団法人）
- 医療法人
- 社会福祉法人
- 協同組合等

※みなし大企業等は対象外です。詳細はホームページ・交付要綱をご確認ください。

対象となる従業員（主な要件）



- 補助事業者が、奨学金返還支援制度の創設日以後に雇用した者
- 採用後3年以内かつ30歳未満
- 雇用期間が1年以上のフルタイム又は短時間正社員
- 奨学金の主たる債務者で、奨学金を返還中又は返還予定
- 県内に居住し、県内事業所で勤務予定

※詳細な要件はホームページ・交付要綱をご確認ください。

奨学金返還支援の方法

企業等は、次のいずれかの方法又は両方で支援が可能です。

本人給付：従業員本人へ現金又は口座振込により給付

代理返還：補助事業者が奨学金貸与機関（日本学生支援機構等）へ直接返還

！ 代理返還制度にはこんなメリットがあります

従業員の奨学金返還残額を、企業等が日本学生支援機構等へ直接送金する制度

手当等で本人給付する場合に比べ、次のようなメリットがあります。

❶所得税
- 企業等が日本学生支援機構等へ直接返還（代理返還）する場合、従業員の所得税が非課税となる扱いを受ける場合あり

❷法人税
- 奨学金返還した額は給与として損金算入が可能
- 賃上げ促進税制の対象となる場合あり

❸社会保険料
- 奨学金の代理返還分は、原則として社会保険料算定の報酬に含まれないため、企業・従業員双方の負担が軽減される可能性あり

（参考：日本学生支援機構HP　https://dairihenkan.jasso.go.jp/）

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

令和9年度開始予定の新制度：企業を通じて若者を支える

SMBC日興　先ほど澁谷様からご紹介いただきましたが、今回の対談の中心テーマである、令和9年度から開始予定の奨学金返還支援制度について教えてください。

新潟県　中村様　県では、若年層の県内就職および定着を促進するため、県内の中小企業等が従業員の奨学金返還を支援する制度を新たに導入し、実際に返還支援を行った場合、その一部を補助する「若者県内就職促進奨学金返還支援事業」を令和9年度から開始します。企業の皆さまには、この制度を契機として、若手人材の確保・定着に向けた取り組みを始めていただきたいと考えています。


新潟県　中村様

ポイントは、学生や若手社会人に対して「若者を大切にする企業であること」を直接訴求できることです。就職活動の段階で、「この企業は奨学金返還を支援してくれる」「新潟県には若者を支える制度がある」と知ってもらえれば、県内就職を具体的な選択肢として考えていただけます。制度を設けて終わりではなく、多くの県内企業に導入していただくとともに、学生やU・Iターン希望者にこうした取り組みを広く知っていただくことが重要です。県の支援を契機として企業へ制度を定着させ、将来的には企業が自主的に制度を継続することを目指しています。

JASSO　青木様　JASSOでも、企業等による代理返還制度の普及に取り組んでいます。企業が従業員の奨学金返還残額の一部または全部をJASSOへ直接送金できる仕組みであり、若手人材を支援する福利厚生になることに加え、企業と従業員の双方が税制上や社会保障上の優遇を受けられるメリットにも関心が高まっています。自治体が企業の導入を後押しすることは、制度の広がりにとって非常に大きな意味がありますし、奨学金の貸与から返還支援まで、学生の学びを支えその後の社会での活躍につなげるという意味で、新潟県の取り組みとは親和性が高いと感じています。

JASSO　坂本様　就活生を対象にしたアンケートでは、就職活動で企業選びをする際に28.1%の就活生が奨学金返還支援制度の有無に注目しているとの回答結果が出ています。こういった声や、令和3年度からは企業からJASSOへの直接送金が可能となったことなどを背景に、代理返還制度を導入する企業は増加傾向にあります。

JASSO　青木様　JASSOから代理返還制度を取り入れている企業に対してヒアリングを実施する機会がありますが、制度を取り入れた効果として「雇用面でメリットが大きい」「離職率の低下につながっている」との反応も伺っています。

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

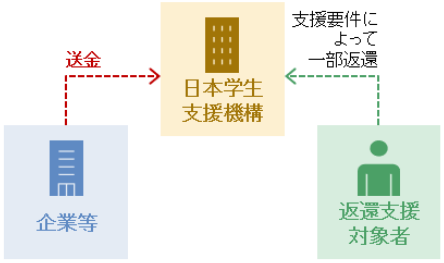
企業等の奨学金返還支援（代理返還）への対応

独立行政法人 日本学生支援機構 JASSO Japan Student Services Organization

- 将来、各企業等の担い手となる奨学金返還者を応援するための取組として、従業員の奨学金返還残額を、企業等が本機構へ直接送金する制度です。
- 本機構の貸与奨学金（第一種奨学金・第二種奨学金）を受けていた従業員（返還支援対象者）に対し、企業等が返還残額の一部又は全額を支援するものです。

奨学金返還支援（代理返還）

企業等 ⇒ 本機構への直接送金が可能



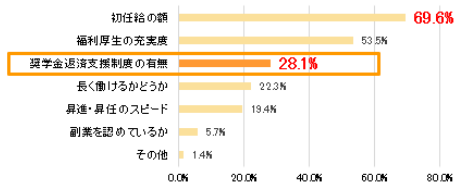
- 5,369社が本制度を利用（令和8年8月末現在）
- **本制度の概要やお問い合わせ先**
 https://dairihenkan.jasso.go.jp/
- **本制度を利用している又は利用予定の企業等名及び返還支援要件等の情報**
 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/kigyoshien/index.html

奨学金返還支援（代理返還）制度のポイント

1. 「若手人材」へアプローチ
2. 「人材の定着」で離職率低減
3. 経費の一部としての「課税優遇」
4. 企業等の「イメージ向上」

→ 人材確保

奨学金の返済があることで注目した企業のポイントのうち、28.1%が奨学金返還支援制度の有無に注目



出所：マイナビ「2026年卒 大学生キャリア意向調査6月＜奨学金について＞」

Japan student services organization

本制度を利用する場合（企業等から本機構へ直接送金すること）の課税等の関係

①【所得税】非課税となり得ます。

返還者にとって、企業等が直接機構に送金することで自身の通常の給与と返還額が区分され、かつ奨学金の返還であることが明確となるため、その返還額に係る所得税は非課税となり得ます。

※ 返還者が役員である場合など一定の場合には、所得税の課税対象となることがあります

【参考】国税庁HP「質疑応答事例（所得税）」
○奨学金の返済に充てるための給付は「学資に充てるため給付される金品」に該当するか。
（抜粋）
奨学金の返済に充てるための給付は、その①奨学金が学資に充てられており、かつ、その②給付される金品がその奨学金の返済に充てられる限りにおいては、③通常の給与に代えて給付されるなど給与課税を潜脱する目的で給付されるものを除き、これを非課税の学資金と取り扱っても、④課税の適正性、公平性を損なうものではない。

②【法人税】給与として損金算入できるほか、「賃上げ促進税制」の対象になり得ます。

企業等にとっては、代理返還は使用人の奨学金の返済に充てるための給付にあたるので、給与として損金算入されます。また、「賃上げ促進税制」の対象となる給与等の支給額にも該当することから、一定の要件を満たす場合には、法人税の税額控除※1の適用を受けることができます。

※1 賃上げ促進税制：雇用者全体の給与等支給額の増加額の最大35%（中小企業の場合45%）を税額控除※2
※2 税額控除上限：法人税額又は所得税額の20%

③【社会保険料】原則として、標準報酬月額の算定のもととなる報酬に含めません。

奨学金返還支援（代理返還）による返還金は、原則として報酬に含めません。

※ ただし、給与規程等により給与に代えて奨学金返還を行う場合には、報酬に含みます。

本制度を利用される企業等に対する機構の対応

本制度の利用企業等を本機構HPに掲載するとともに、大学等に紹介させていただく場合があります。

企業等名及び返還支援要件等の情報を本機構HPに掲載するほか、大学等に紹介する場合があります。

※ 掲載及び紹介することをご了解いただけた企業等に限ります。

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

個人向け支援から、企業の制度導入を後押しする支援へ

SMBC日興　新潟県では、既にUターン促進奨学金返還支援事業も実施されています。今回の新制度は、既存施策とどのような関係にありますか。

新潟県　澁谷様　本県では、就職等を契機とした若者の県外流出が多いことから、平成28年度に「Uターン促進奨学金返還支援事業」を創設し、県内にUターン転職した方を対象に奨学金等の返還を支援してまいりました。多くの方にご利用いただいてきましたが、本制度は令和8年度をもって新規認定を終了する予定です。ただし、既に認定された方への支援は、所定の支援期間中、引き続き実施します。

令和9年度から新たに開始する「若者県内就職促進奨学金返還支援事業」は、企業が従業員の奨学金返還を支援する取り組みそのものを後押しする点に特徴があります。県のサポートにより企業の財政的な負担を軽減する仕組みではあるものの、県が恒久的に補助を続けることは現実的ではないため、将来的には企業自身で自走し持続可能な取り組みとしていただきたいと考えております。このため、支援額は企業と県で半額ずつ負担する仕組みとし、新たに奨学金返還支援の取り組みを導入した企業のみを対象としています。対象者を拡大した点もポイントです。Uターン転職者に限定せず、新卒者やIターン者など、所定の要件を満たす幅広い若年層を対象とし、企業の採用・定着施策と結び付けることで、県全体への波及効果を期待しています。

JASSO　坂本様　企業等の代理返還制度や、自治体による奨学金返還支援制度は、制度を導入・活用する企業や自治体が増えるほど、学生や若手社会人に認知されやすくなります。また、自治体の補助制度があることで、企業が導入しやすくなり、結果として、支援を利用できる若者も増えていきます。新潟県のような取り組みにより、県内企業が代理返還制度を導入しやすくなれば、若者にとって新潟県内で働くことがより具体的で前向きな選択肢となり、それが県内企業の若手人材の確保・定着を後押しし、地域産業を支える人材基盤の強化につながると考えています。


JASSO　坂本様

JASSOソーシャルボンドを購入していただいた投資家の中には、代理返還制度を導入している企業も少なくありません。JASSOソーシャルボンドへの投資を通じて得られた運用収益を返還支援に活用しているというお話を伺うこともあり、投資と返還支援の取り組みが相互に循環しながら広がっていることを大変心強く感じています。

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

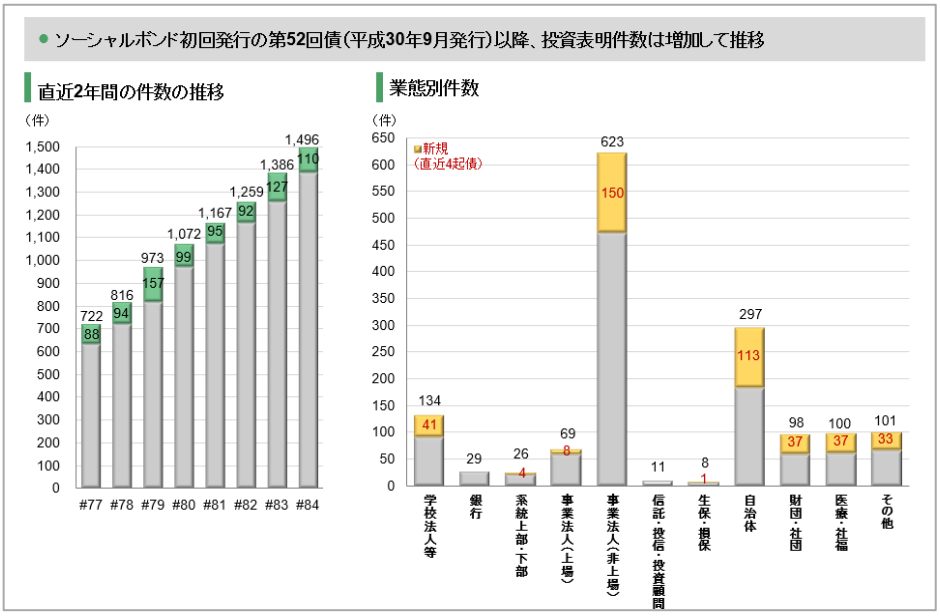
ソーシャルボンドへの投資が生む対話の価値

SMBC日興　今回は、投資表明を出発点に、制度趣旨や地域課題との接点についてお話しいただいています。発行体であるJASSOとして、投資家との対話にどのような意義を感じていますか。

JASSO　今村様　発行体としては、投資家の皆さまがどのような社会課題に関心を持っているか直接伺えることに大きな意義を感じています。第80回債発行記念対談でも、ソーシャルボンド発行の目的として、投資家層の裾野拡大、中長期的な安定調達、そしてより多くの方々にJASSOの事業を知っていただき、社会課題への取り組みや貢献についてご理解いただくことの重要性を述べました。実際のIRの場でも、投資家の皆さまから「投資した資金が奨学金として利用されるため資金使途が分かりやすい」「自身も奨学金を利用していた」「将来、子どもが利用するかもしれないので関心がある」といったお声をいただくことがあります。奨学金事業は、資金使途が明確な社会的事業というだけでなく、多くの方にとってご自身やご家族の経験と結びつきやすい、非常に身近なテーマであると実感しています。


JASSO　今村様

JASSOでは、平成30年度からソーシャルボンドを継続的に発行しており、新潟県のように、奨学金事業の社会的意義に賛同いただいた投資家の皆さまから、投資表明をいただいています。最近では、ESG投資に対する意識の広がりとともに、自治体や学校法人などのほか、事業法人からも投資表明をいただけるケースが増えており、中には、代理返還制度を導入している企業もあります。投資表明の件数は、令和8年9月に発行した第84回債までで累計1,496件となりました。少しずつではありますが、投資家層の裾野を広げるという目標を達成しつつあり、引き続き、ソーシャルボンドの発行を通じてJASSOの事業への賛同の輪を広げてまいりたいと考えています。



SMBC日興証券

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

新潟県　澁谷様

県としても、JASSOと一緒に発信することで、制度の信頼性や分かりやすさが高まると考えています。学生に対しては、新潟県内で働くことが将来の選択肢になり得ること、企業に対しては、奨学金返還支援が採用・定着に有効な取り組みであることを伝えたいです。また、既に奨学金返還支援に取り組んでいる企業の中には、採用活動において制度の魅力をどのように発信すればよいか悩んでいる企業もあります。今回の記事をきっかけに、こうした企業の取り組みが広く周知され、学生が就職先を選ぶ際の新たな判断材料となることも期待しています。
県のHPでは、奨学金返還支援を導入している企業を掲載しています。若者の定着や人材育成に取り組んでいる県内企業を知っていただくきっかけとして、活用いただければと思います。

実務担当者の視点：業務を通じて感じる社会的意義

SMBC日興

今回ご参加の中村さん、今村さん、青木さんは、それぞれ制度運営や資金調達の実務を担当されています。日々の業務で感じるやりがいや、今回のテーマへの思いをお聞かせください。

新潟県　中村様

制度設計や周知の仕事は、すぐには成果が見えにくい面もあります。ただ、学生や企業の方から「こういう制度があるなら新潟県内で働くことを考えたい」「採用活動で打ち出してみたい」といった反応をいただけると、地域の未来に関わる仕事であることを実感します。

JASSO　今村様

JASSOは、我が国の学生の学びを支える重要な役割を担っています。債券発行による調達資金は、利息付きの貸与奨学金である第二種奨学金に全額充当しています。資金使途が明確であり、教育の機会均等に貢献する点に大きな意義があります。JASSOソーシャルボンドの発行を通じて、投資家の皆さまから奨学金事業の社会的意義に共感いただけることは、日々の業務の励みになります。

JASSO　青木様

返還支援制度は、奨学金を返還する段階になった方を、企業や自治体が支える仕組みです。企業や自治体からの問い合わせや導入事例が増えるたびに、奨学金を利用した方が社会に出た後も支えられる環境が少しずつ広がっていると感じます。
新潟県の新制度によって、さらに多くの企業に関心を持っていただけることを期待しています。


JASSO　青木様

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

学生・企業へのメッセージ

SMBC日興	最後に、学生、若手社会人、県内企業に向けたメッセージをお願いします。
新潟県　澁谷様	学生や若手社会人の皆さんには、新潟県内で働くことをぜひ前向きに考えていただきたいです。県内には、地域に根ざしながら魅力ある事業を展開する企業が多くあります。奨学金返還支援制度は、そうした企業と若者をつなぐきっかけの一つです。
新潟県　中村様	県内企業の皆さまには、奨学金返還支援を単なる福利厚生ではなく、若手人材へのメッセージとして活用していただきたいと思います。若者を応援する姿勢は、企業の魅力を高め、地域全体の人材確保にもつながると考えています。学生の皆さまには、就職先を選ぶ際には、仕事内容や給与とともに、奨学金返還支援制度の有無も判断材料の一つとして注目していただきたいと思います。
JASSO　坂本様	今回は奨学金返還支援に対する新潟県の取り組みについてお伺いすることができましたが、このような若手人材の地方回帰・定着に資する取り組みが全国的にも広がり、成果に繋がっていくことを期待しています。JASSOとしても、代理返還制度の更なる拡大を通じて、返還支援の取り組みを推進していきたいと思います。
JASSO　青木様	奨学金は、学ぶ機会を支える制度です。そして返還支援制度は、学んだ後の歩みを社会全体で支える仕組みです。新潟県や県内企業の取り組みが、若者の不安を少しでも和らげ、前向きなキャリア選択につながることを願っています。また、これから進学を考える方や保護者の方にも、卒業後の返還を支える制度があることを知っていただき、進学の後押しになればと思います。
JASSO　今村様	JASSOは、ソーシャルボンドの発行を通じて、投資家の皆さまから調達した資金を奨学金事業に活用しています。今回のような対談を通じて、投資家の皆さまとともに奨学金事業の社会的意義を発信することで、より多くの方に奨学金事業への理解を深めていただくことを期待しています。
SMBC日興	本日の対談では、新潟県によるJASSOソーシャルボンドへの投資表明を契機として、奨学金事業、若者の県内就職・定着、企業の人材確保という共通の社会課題について意見を交わしました。弊社としても、発行体と投資家の皆さまをつなぎ、SDGs債市場の発展と社会課題の解決につながる対話を引き続き支援してまいります。本日はありがとうございました。

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構



（右から）

独立行政法人日本学生支援機構	財務部資金管理課　主任　今村 光陽 様
	奨学事業戦略部奨学事業総務課　係員　青木 りんご 様
	財務部資金管理課　課長　坂本 幸介 様
新潟県	産業労働部しごと定住促進課　課長　澁谷 幸央 様
	産業労働部しごと定住促進課　主事　中村 公宣 様
SMBC日興証券株式会社	公共法人部長　和田 祥美

新潟県庁1階ロビーにて　令和8年9月18日（金）エンゲージメント対談終了後

エンゲージメント
新潟県 × 日本学生支援機構

ご参考：関連URL（新潟県）

企業向けの若者県内就職促進奨学金返還支援事業のご案内

https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/shigototeijyu/gakushien.html

新潟で就職を検討している皆様へ～奨学金返還支援制度を導入している企業のご紹介～

https://www.pref.niigata.lg.jp/site/n-career/company-s.html

ご留意事項

本資料は、株式、債券その他の有価証券の引受け等またはM＆Aに関する助言もしくは媒介等に関し、お客様のために、お客様が内部で利用することを目的として、特定の案件の内容および実行可能性について、提案、分析、説明、検証等を行ったものです。本資料または本資料によるプレゼンテーションにより、お客様と弊社との間に何らの契約関係も生じさせるものではなく、また弊社がお客様その他本資料を入手した第三者に対し法的な責任や義務を負うものではありません。本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もあります。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものであり、お客様を取り巻く内外すべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。また、市場の状況等によりその効果等が発揮されない場合もあります。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、予定の資金調達が行えない、売却代金が希望した額に満たない等、その期待される効果等が得られないリスクまたは損害等を蒙るリスク等があります。

本資料および本資料に記載した諸条件はお客様の検討対象として提示しているものです。本資料および弊社がお客様に提供するその他の情報等に基づいて、お客様が弊社と取引を実行されようとする場合には、お客様と弊社との間で別途締結する最終的な契約書類に規定される諸条件によるものとし、所定の手数料、報酬や諸費用等（以下、これらを総称して「手数料等」と いいます）をご負担いただく場合がございます。なお、当該手数料等の額又は計算方法については、お客様との協議により個別に決定させていただきますので、予め手数料等の金額やその計算方法を表示することはできません。実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、具体的な実務動向や今後の制度改正および法解釈の動き、ならびに、お客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、お客様の最終判断をもって行っていただきますようお願い申し上げます。また、弊社およびその関係会社、またはそれらの役職員は、本資料に記載されている有価証券その他の金融商品または対象企業について、現在または将来において、取引関係、利害関係またはポジションを有する可能性があります。その他、本資料に記載された税務・会計・法務等に係る事項については、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の責任においてご判断下さい。

本資料中に記載された特定のまたは一定範囲の価格、指標等は、作成の時点における仮の情報として記載したものであり、お客様が弊社と金融商品その他の取引をされようとする場合に用いられる価格、指標等を表すものではありません。また、かかる価格、指標等は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さいますようお願い申し上げます。

弊社は、弊社と取引をいただくお客様の本人確認を行うため、一定の情報の取得、照合および記録を義務付けられています。従いまして、貴社および／またはご担当者の正式名称、氏名、住所等の情報を始めとして、本人確認のために登記簿謄本その他の各種書類または証明書をご提出いただくことがあります。

また、弊社と、SMBCグループ各社は別法人であり、弊社が提供する本資料はSMBCグループ各社が提供するものではありません。お客様と弊社との間において、本資料において弊社がご提案する取引等が成立するか否かは、お客様とSMBCグループ各社の間のお取引に何ら影響を与えるものではありません。

なお、「SMBCグループ各社」とは、弊社の親会社である株式会社三井住友フィナンシャルグループ、弊社の親金融機関等（金融商品取引法第36条第4項に規定される者及び銀行法第13条の3の2第2項に規定される者をいいます）、弊社の子金融機関等（金融商品取引法第36条第5項に規定される者及び銀行法第13条の3の2第3項に規定される者をいいます）、および財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則上の関係会社をいいます。

本資料は、提供されましたお客様限りでご利用下さい。本資料のいかなる部分についても一切の権利は弊社に帰属しており、電子的もしくは機械的にまたはその他の方法を問わず、本資料の全部または一部を、無断で引用、複製または転送等により使用しないようお願いします。

商号等：SMBC日興証券株式会社　金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第2251号

加入協会：日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会